

## ○個人情報保護委員会告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第二百七号）第五十一条の規定の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和三年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (認定個人情報保護団体編)
目次	目次
[1~8 略]	[1~8 同左]
9 報告の徴収（法第153条関係） (別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続	9 報告の徴収（法第150条関係） (別紙) 認定個人情報保護団体の認定等の手続き
[1~5 略]	[1~5 同左]
[（別記様式第1号）～（別記様式第4号） 略]	[（別記様式第1号）～（別記様式第4号） 同左]
【凡例】 [略]	【凡例】 [同左]
1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象	1 本ガイドラインの位置付け及び適用対象

## 1-1 本ガイドラインの位置付け

個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、法第4条、第9条及び第131条に基づき具体的な指針として通則ガイドラインを定めているが、民間団体による個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的として、認定個人情報保護団体制度に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。なお、本ガイドラインの別紙として、民間団体からの認定の申請等の手続きや認定基準を示す。これは法第47条第1項に基づく認定を行うに当たっての国の審査基準としての性格を有するものである。

[略]

1-2 [略]

## 1-1 本ガイドラインの位置付け

個人情報保護委員会は、事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援すること、及び当該支援により事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されることを目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第4条、第9条及び第128条に基づき具体的な指針として「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）を定めているが、民間団体による個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保することを目的として、認定個人情報保護団体制度に関する部分に特化して分かりやすく一体的に示す観点から、通則ガイドラインとは別に、本ガイドラインを定めるものである。なお、本ガイドラインの別紙として、民間団体からの認定の申請等の手続きや認定基準を示す。これは法第47条第1項に基づく認定を行うに当たっての国の審査基準としての性格を有するものである。

[同左]

1-2 [同左]

2 認定（法第47条第1項、第3項・第4項関係）

[（関係法令） 略]

[略]

認定の申請の手続については、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「2（認定の申請）」を参照のこと。

3 [略]

4 認定個人情報保護団体の業務

4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、第53条関係）

[（関係法令） 略]

[略]

認定個人情報保護団体は、苦情に簡易・迅速に対応するため、人材の養成・確保を含む体制を整備しなければならない（苦情処理の体制については（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手續「3-1（業務を適正

2 認定（法第47条第1項、第3項・第4項関係）

[（関係法令） 同左]

[同左]

認定の申請の手続きについては、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き「2（認定の申請）」を参照のこと。

3 [同左]

4 認定個人情報保護団体の業務

4-1 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理（法第47条第1項第1号、第53条関係）

[（関係法令） 同左]

[同左]

認定個人情報保護団体は、苦情に簡易・迅速に対応するため、人材の養成・確保を含む体制を整備しなければならない（苦情処理の体制については（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き「3-1（業務を適

かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法)」参照)。また、外部の有識者(学識者、弁護士、消費者団体など)との関係性を構築し必要に応じて相談できる体制を確保しておくことが望ましい。

4-2 [略]

4-3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(法第47条第1項第3号関係)

[(関係法令) 略]

[略]

(※1) APEC CBPR システムは、事業者の APEC プライバシーフームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者の APEC プライバシーフームワークへの適合性を認証する。我が国は、APEC CBPR システムの参加国である。

認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続について

正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法)」参照)。また、外部の有識者(学識者、弁護士、消費者団体など)との関係性を構築し必要に応じて相談できる体制を確保しておくことが望ましい。

4-2 [同左]

4-3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(法第47条第1項第3号関係)

[(関係法令) 同左]

[同左]

(※1) APEC CBPR システムは、事業者の APEC プライバシーフームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者の APEC プライバシーフームワークへの適合性を認証する。我が国は、APEC CBPR システムの参加国である。

認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エージェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続きについ

は、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「2-3-1（業務の実施の方法に関する書類）」及び「4-2（変更の届出）」を参照のこと。

（※2）[略]

[<対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合等における対応> 略]

[5~8 略]

#### 9 報告の徴収（法第153条関係）

##### 法第153条

委員会は、第4章第5節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

[略]

（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続

#### 1 本別紙の位置付け

ては、（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続「2-3-1（業務の実施の方法に関する書類）」及び「4-2（変更の届出）」を参照のこと。

（※2）[同左]

[<対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合等における対応> 同左]

[5~8 同左]

#### 9 報告の徴収（法第150条関係）

##### 法第150条

委員会は、第4章第5節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

[同左]

（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続

#### 1 本別紙の位置付け

この（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続は、認定個人情報保護団体に係る認定その他の必要な事項を定めるものであり、同時に、法第47条に基づく認定を行うにあたっての審査基準としての性格を有するものである。

なお、この別紙において使用する用語は、法令において使用する用語の例による。

## 2 認定の申請（法第47条第1項～第3項、政令第14条第1項・第2項関係）

[（関係法令） 略]

[2-1・2-2 略]

### 2-3 認定申請書添付書類

[略]

#### 2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

政令第14条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

この（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続きは、認定個人情報保護団体に係る認定その他の必要な事項を定めるものであり、同時に、法第47条に基づく認定を行うにあたっての審査基準としての性格を有するものである。

なお、この別紙において使用する用語は、法令において使用する用語の例による。

## 2 認定の申請（法第47条第1項～第3項、政令第14条第1項・第2項関係）

[（関係法令） 同左]

[2-1・2-2 同左]

### 2-3 認定申請書添付書類

[同左]

#### 2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第14条第2項第3号の「認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類」は、次に掲げるものでなければならない。

①認定後速やかに個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあっては、法第 54 条第 2 項に規定する規則第 40 条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

[②～④ 略]

[（※1）～（※4） 略]

[2-3-2～2-3-4 略]

### 3 認定の基準（法第 48 条・第 49 条関係）

#### 法第 48 条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の認定を受けることができない。

- (1) [略]
- (2) 第 155 条第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

①認定後速やかに個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあっては、法第 54 条第 1 項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 24 条で定める様式で求められる「届け出る個人情報保護指針に係る事項」について記載した書類

[②～④ 同左]

[（※1）～（※4） 同左]

[2-3-2～2-3-4 同左]

### 3 認定の基準（法第 48 条・第 49 条関係）

#### 法第 48 条

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の認定を受けることができない。

- (1) [同左]
- (2) 第 152 条第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (3) その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ [略]

□ 第 155 条第 1 項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前 30 日以内にその役員であった者でその取消しの日から 2 年を経過しない者

法第 49 条

[略]

[略]

[3-1～3-3 略]

4 変更の認定等（法第 50 条、政令第 14 条第 3 項・第 4 項、規則第 39 条・第 40 条関係）

法第 50 条

1 第 47 条第 1 項の認定（同条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第 1 項及び第 155 条第 1 項第 5 号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 [略]

イ [同左]

□ 第 152 条第 1 項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前 30 日以内にその役員であった者でその取消しの日から 2 年を経過しない者

法第 49 条

[同左]

[同左]

[3-1～3-3 同左]

4 変更の認定等（法第 50 条、政令第 14 条第 3 項・第 4 項、規則第 39 条・第 40 条関係）

法第 50 条

1 第 47 条第 1 項の認定（同条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第 1 項及び第 152 条第 1 項第 5 号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 [同左]

[政令第 14 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 39 条・規則第 40 条 略]

[4-1・4-2 略]

5 [略]

[（別記様式第 1 号）～（別記様式第 3 号） 略]

（別記様式第 4 号）

[政令第 14 条（第 3 項・第 4 項）・規則第 39 条・規則第 40 条 同左]

[4-1・4-2 同左]

5 [同左]

[（別記様式第 1 号）～（別記様式第 3 号） 同左]

（別記様式第 4 号）

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

団体名称  
代表者名

### 変更届出書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき申請した事項について、下記のとおり変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第14条第4項に基づき、提出いたします。

#### 1. 変更に係る事項

	変更前	変更後
法人の名称		
法人の住所		
代表者又は管理人の氏名		
認定の申請に係る業務を行おうとする事業所の所在地		
認定の申請に係る業務の概要		
対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲		

(注) 変更のない項目については、斜線を引く。

#### 2. 添付書類

(記載事項に変更のあった令第14条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)

年　月　日

個人情報保護委員会 殿

団体名称  
代表者名

### 変更届出書

個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき申請した事項について、下記のとおり変更したので、個人情報の保護に関する法律施行令第14条第4項に基づき、提出致します。

#### 1. 変更に係る事項

	変更前	変更後
法人の名称		
法人の住所		
代表者又は管理人の氏名		
認定の申請に係る業務を行おうとする事業所の所在地		
認定の申請に係る業務の概要		
対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲		

(注) 変更のない項目については、斜線を引く。

#### 2. 添付書類

(記載事項に変更のあった令第14条第2項第2号から第4号まで、第6号又は第8号の書類名を記載する。)

**備考** 表中の「」の記載は注記である。

#### 附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。